又 6
9206
B 3 (2)

早稲田大学図書

を得ざるべし故に実際古今東西を通じて道徳的判別の全く一
不変なるものとては決して多からざるべしや若し一社會に於て世
併存
社會の多数者が一致せる善悪の判別あらば其社會の道
徳は之によりて成立するを得べし決して破壊に陥るの恐なし然
数者の所見に反せる者は恐くは多数の勢力に圧せられ
方に回化せざるを得ざる人吾人が通常善悪の判別に一定の標準
ありと可ふべしと云ふも全く右の如く一社會又人数の一般に於て極く大
幹の一致のあるを要求せざる外なきなり決してその他の一致を求む
るを得ず又之を求むるの必要なし善悪のみならず素より
古今易の恒常なるべきも只だ社會の情態の一致せる所

初めてその言葉あの判別の一致を見るなり。又その如き一致を措いて他を求め得べき一致あるの理なしと。

右の論旨は強者の云へる如く人類最初の時代より強者が弱者を圧制したるの証なれば東西南北共一致する所ある事明白なり。是れ実に一向疑ふべからざれども先づ辯護をなして簡明なるべしと。

今辯護者自身の言を借りて考ふるも只だ善悪の判別の標準の大様の一致あるのみにて其一致の外なる人々も矢張り一致すべき筈なりとは云ふを得ざるべし。

一致を責め得るは実際既に一致を居る者に限りて来たる一致せざる者に及ぼすを得ず。固より甲乙相見る所を異にする時は打つけに彼は此に従ふべしとは云ふを得ず。

相見る所を異にする以上は彼は此に従ふを得ざるべし。然れども其故を以て甲乙共に均しく是なりとは云ふを得ざるべし。

[illegible]

例へば甲乙相見る所を異にする物の道理に於て甲の是なりとする所を乙は毎常の事なりとする時は甲は乙の是なりとする所を乙は非なりとする者なり。

[illegible]

是なりとして乙の非なりとする者は甲の是なりとして甲の非なりとする者の知識なりとは甲乙の是非を判断するを得ずとも若し明なる者の最終の標準を見出めんとしれを個々の場合に應用するを得は

西者の是非を判断して甲は乙の道理に於て乙に従ふべき筈なりとの乙は乙の道理に於て甲に従ふべきとの云ふを考へるとは是れ別の所見なり。若し前者の所見に従へば善悪の判別は全く一個人限りのものとなるを得ず。而して道徳上の破壊論となるを得ず。而して右辯護者の云ふ所は前者の所見に陷

ふさを得ざるべし。　若し、スペンサー氏の云へるごとく吾人の厚生、或はベンザム、ミルの云へるごとく吾人の最大幸福（[illegible]）を目的として、吾人は悉く（誰れ彼れの差別なく、）それに従ひ、若し「それに反する行為をば善と信ずるものあらば、それは世人の見る所の過ちなれども、他の道徳の最終の原理、善悪の終極の標準を立て

[illegible]を見とめ[illegible]得るたり人[illegible]人[illegible]人[illegible]

派の学説は社会の心理説なり。人は只小利害の感覚さえあれば
之を他人の利益を計ることあれど、自身の快楽を求めんがために他人を
愛することあれど、人の性情は決して人を駆て利他の行為
をなしめ、他人の為否を以て行為の他一の目的となさしむるを
あたわず。此性情を心理学上(上下)の他的の性情と名けて利
社会的の性情と云う。　異説(上下)たる者は外界の強迫制裁の結果
として良心の起原を説明せんとしたるしが(而して)若し他的の性情を假り
ふる因縁と遭遇したるしが
来りては以て良心の起原を説明する能わざる中、猶之
他の外界の強迫制裁の結果を以て良心の起原を説

△右の
説明せんとする者は指摘して只心外より来る影響を
のみ説きて内より発する衝動を説かず、又自身を主とする利己心を
他的の利他心を見ずと云へり。今考へるに、右二個の欠点は
補ひ得べきものなれば少くとも右二個の欠点は
的と云うものなれば也。然れども果して性情を以て(或は性情
と外界の強迫とを共に以て)良心の起原を説明し
得べきや乎、是も亦一の次に論ずべき問題なり。
此問題に入る前に先ず一言人の他的の性情の起原(源)を説いて陳
べざる可からず。吾輩の他的の感情と衝動とを名けて性情

と云ひ、或人は云はんも敢て訓ずるにあざむかざる性情（と合くるも最初）
ふまへて、しかも曲がりて晉て、ある者あり、此利他的性情を以て
ときて就りて更に甚性情の起原を探くるの必要はたゞ事実と今假
甚言を俟ひ、吾人の性情の起原を尋ねて更に原始の性情に溯り
而して探ぶみ、出発点を清浄なる上の原始の性情に溯り、而して
求め得ざるものに至て止まざるを得ず、此探求を停止すべき境界
は吾人今日の知識に於ては決して遠きにあらず、すべて等閑
に附さるを得ざるものとす、今示唆の問題たる利他的の性
情は探ぶれば更に起原の探求を得べきものなる事、進化の上より
論ずれば必ずなる起因なりとす、今日の問題たる事、是れ他の

性情論に於て未だ甚不明なる点の一なり、之を問題としては確た
る論定を為すを得ず、但し一切の利他的性情はその元牝牡
親子の性情より生じたるものなりとの臆説を立て得べきやはあやぶん
とする所なり、是れ決して利他的性情その物の起原を説明したるにはあらず、
只だ牝牡若しくは親子間の利他的性情を以て
一切の利他的性情中の最も原始なるものとなす、他は皆之より発変
化したるものなりと云ふの説なり、是れ利他的性情全部の起原を説明するにはあ
らで都て之を以て（中の一部分を以て）全く原始なる者と
見做すに外ならず、故に吾輩は利他的性情を假に更に以て良
心の起原の説明をなす一段をかゝるを為すべき迄は更に溯り

へその利他的性情の起原を探くるに下等動物に於てすら
少なくとも性情の起原の探求し難きものを如何で人類に於て
[illegible]
間に取りては原始なるものと見るを妥当と考ふるなり、即ち人間と
雖ども性質に於て既にその利他的著しく法学的の性情
を含みたりと思
[illegible]考へざるべからず
今茲に利他的
性情を分析

利他的の性情と称するは中国に於て被雇者軍の差異
ある人間のみに於て八凡べて心的作用の被雇者軍なり
[illegible]
比性は下等動物間の利他的
軍兵なるものの[illegible]
性情の発生は如何なる関係の中に於て生ずるかを考
ぬるに先づ牝牡雌雄の関係又親子の関係並に相親者

すること三個の要
素より成立ちたる
ことを見る第一他人
の悲しみその
苦を苦とする心、次
に他人の著を悦び求むる心
既に深くをだ快く思ふ心
むるの心、此三者は孰れも皆相互の関係の変化するものなれども
殊にその密なる所の第二と第三とを合して通常之を安
情と名け第一を別して同感又は同情の情と名く第二

の関係又次に個々の動物に特別に起原を異にする関
係の四種を挙げ[illegible]
[illegible]
[illegible]

と云第三とは強く相離すべからざる関係のあるものなり若し或人を悦ばしむる時は自らその人を悦ばしむるを悦ぶべしなる自然とその人の為めを計りその心をなすべし右第三の要素を押し擴むれば人間一般又猶ほ廣く云へば凡べて有情の者をその有情の者たるの故を以て幸せんとするの心即ち世を救ふ博愛の心なり

如く第二の要素を高めすれば人間を人間として(凡べての人間をその人間たるの故を以て)悦ぶの心となるなり此心は博愛と共に愛情の最も抱負的なるものなり

1) 幸ひ苦しまるの所の心とは善意英語にグート、ウィルの謂ひなり

2) 世に博愛と称せらるものは共に愛情の自然的なる所の人を悦ぶの心より博世人の為めなるを求むるの心なる部分を占めたるものなり

と云ふを得べし第一の要素なる同感の作用に於ては他人の悲しむの心(即ち同悲の情)の他人の苦を苦とするの心より尤も著しく強大なるに於て他人の快楽を増すの作用は只だ同感の作用のみなりしに過ぎざれども他人の苦痛を除き去るの作動は同感の作用と相合して強大なる程度に達し著しく鳴起するを得べし

他人の苦痛を除き去らんとするの心は

右三個の要素を合したる利他的性情は是れ実に吾人の行為を動す強大なる一種の動力なり此動力に動かされし吾人

#1 猶ほ若し歩を進めて純理哲学的の思想を極めんとせば予は利他的性情の右等の三個の要素は唯一の根本より出でたる三條の枝に外ならずと云へ

んと欲する其根本とする
ハ第才一方より見れハ個々差別の中まる
若人の他方より見れハ一致同体
なるを知り惜得
芝とまるの心識なり
愛情
合体
極處
渇愛を得べし

この行為を発起する時の心識を顧るに自身に感覚を感
覚して其の感覚の作為を嗅起する動力の一部分
とする感覚を感ずるなり
若し自分に苦痛を感ずるなり
もそを表像會得するなくんハ決して他人の苦痛を見る
し我身をつめりて他の痛さを知れと云めく実に因情の作為
もちろん先づ自身に苦痛を経験せしとあるべし而して他
人の苦痛を感ずるなるそを見て自身に因て感ずるなり
可ふす又他人を感受してその人のみは百年の寿命も
惜しむ思ふ時に其方られて其人のみを只一念頭
に浮ぶるをだるる快よく感ずるの心識なるくんハ

ふす而して此心識の他受的の作為を嗅起する動力の
一部分とするをハ決して否むの理由なるべし是を以て或世の者は
他受的の作為を詰る所は自身の快楽のみを求るものなり
と云へども是れ作為の動力とその目的とを混同したるの誤
見なり行為の目的と其動力と帰一融合して固らちを
なるなり然れども其動力とその目的とは必ずしも其目的のみはあり
ず自身に苦痛を感じて而して苦痛の一の動力と
なりて我行為を起す場合にも我行為の目的は依然と
して他人の苦痛を除くことをみあるを得るなり其他事柄
も此行為の動力は惜[illegible]言[illegible]小車の其法力の如く其

目的性車の産業とする傳車場のみ　即ち他人の不幸
を主眼の為の思の助けとする行為のみ　それは苦痛と
見るようなる我が同感的感する苦痛が行為の一の動力（即
ち行為を起さしむる心的作動）となるべきも我が感する苦痛を避け
人とする我行為の目的のみあるは他人の苦痛とする
ものあるべし　又我愛する者を悦ばしむるは我の為て快楽の一原
因すべき快楽を感するとき我行為を起す一の動力となるべ
きも我快楽を増すとき行為の目的のみあるは我の愛する者
快楽を与ふるとき世目的なり　如き場合に於ては行為の
動力は確乎たる車の蒸汽力のごとく世目的なる車の産せん

とする傳車場のごとし　且又世の愛情と称する者人
の心的傾向若しくは傾動と名づくべきものにして世傳動の目的物
事特殊の性質とする処はその傾動の目的物に向つて
其人の身心が傾き動くものあり若し世目的物に到達する時はその
傾動を満足せしむれば一種の快感を生ずべし然れども此
より世快感を得んとの目的を以て傾動を起すものあり之
傾動あるに原因を満足せしむるものあるに始めて快感を
覚ずるは只ごとの向の外に趣くものあり（羅
鍼の北を向かしむる力の性情と具備する傾動は自然一定世目
的物に向ひ行くものあり　此の傾動は内より自然に或外物

之引のれてそれ向い行くの
[illegible]押しもつるの名を呼ぶあるもの「何故」初めはどれも内より
自然に或知識の方へ寄り近づくの心地あるし」これのお見れ低動の
性質[illegible]押し寄せ寄り近づく
他動[illegible]押し寄り近づく
を心に深くそれを目的とせるる先ちへ在り行るのもの出れ
とも一旦その心識の寄るの低動の目的物に達し
へその低動を満足せしめたる上はその満足に伴なう快
感を生ずるなり。後来彼(同様の場合に於て)
みは曾へ同様の情[illegible]感たる快感をおぼえしへ
そ[illegible]を求むるの心識も同じくあり(べき)得べ
想ひもちず快楽の感覚おのれの低動に加はるべき動

力となるべき固[illegible]吾人の[illegible]彼(善とおもふべきの)の悦情の
働き(於て)は却て此(両種)の要求(即ち低動の自発)と快感を
求むるの心とが密着し混合一者の場合を見る出れ
ども彼と此とは決して混同すべきものあらず故に低動
動を吸て根本(の性質)とする(彼の)愛情を[illegible]一括して(名目)自
利心(即ち我身の快楽幸福を有益[illegible]目的とする心)の前芽とするものとす[illegible]
愛情の目的物は自(とは)[illegible]まれも一個人自身にあるべきして他人
にあるべし。

右掲げたる利他的性情の分析けすべく議論の岐路(ときみち)に入れる
ものの題あれども其性情の因たるを明らかにするを茲

之一種の共心理的の分析を立入りたるを必要ありと思惟したり、

偖右の分析たる利他的性情なるものを以て良心の起因を説明し得べきや、右の性情は良心の起因を如何なる関係を有するものなりや、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

自己の厚生を目的とする

食の如き欲は一時は必ずその需要の激烈なる為め一旦それを満足せしめれば暫くは全く志向果てたるが如き有様となる

彼はそれを会釈なく溺れさせ弱くなれども他人の厚生を目的とする社会的の本能は永遠に終今に一旦その作動を現ずるに出れば全く其跡を収むるを忽ち然と心識に現し来るそれを例へば一時他の激烈なる本能の為に圧倒せらるるあり忽ちまた彼を圧倒せしめ其を満足せしめるの作動を

はなはだ不明なる問題

今暫く是と不明なる問題

促すあり故に若し心中種々の作動を思い浮べそれを比較するの知力を有する点に人の特徴の発達したる時は間断なく発動せんとする社会的の本能は其人の作動を促すに於て大なる力あるものとして現し来るべし其本能の発動は是かまた一種の促動

[illegible]

ものすべし内より自然に或事柄に向つて作動を発起せんとを促すものあり故に其発動は吾人の性の要求と謂ふべく又その内より押し出して或作動をなすべきの心地[illegible]お気に入りて云へば一の衝動とも謂

1) 衝動と促動とを区別する時は

めを保ぐし、[illegible]の衝動は是れ[illegible]の[illegible]の[illegible]

世[illegible]

此発動の不断なる本能の要求の[illegible]即ち社会的本能の要求の[illegible]の道を保ぐは吉人の所得なる義務を[illegible]めと[illegible]

本能の世作動なる也吉人のを求むの心識なるなり[illegible]即ち良心の命令を[illegible]くるものは吉人の不断なる本能の要求を発し[illegible]

前者は寧ろ内より押し出すの如きの心地なり就いて云ひ後者は寧ろ外より引き寄せらるるの如きの心地なり就いて云ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

故危殆[illegible]人を見ては救はねばならぬと感ずる事実是れ他なし吉人の社会的本能は甚[illegible]発動[illegible]の要求[illegible]不断[illegible]他の発動の要求の一時なる本能に比すれば吉人の[illegible]指[illegible]定[illegible]取り[illegible]一層の重みあるは[illegible]社会的本能の発動を促[illegible]他の発動の只と一時なる本能の方を後ひたりと假定せよ其時[illegible]心中を顧みれば発動の只と一時なる本能の[illegible]明らかに[illegible]得べし又[illegible]

べきあるべし却て強と吉人義を表するあらん。此等の動機若しその本作動をあるとは是れ彼等の義務を尽さざるなり是れ彼等の所為の不正なるなり。（ジョセント、オウ、マンデ[illegible]一冊第八十八頁、三ヨリ九千八百七十三年版）

断（えず）発動を保する所の社会的本能が忽ち世路を撞
着（ぶつかる）して吾人のそれと絡つて作動せんことを求めて止まざるを以て
必ずしも之を又一つの発動の只だ一時なる本能の要求は（真の時の満足せしめ）一旦
その満足せしめたる後なる故再び心識を保する能はず故に発動の不断なる本能
を保する却て全く世路を収めて何處にか逃れ去りしかの如くに思はるゝあり人此時なる於ては世路の故発動の不断なる本能
と絡はずして却てその一時なる本能に従ひ我と我心を異にむばかりなる人此時なる於ては発動の只だ一時なる本能
の要求（設）に反して発動の不断なる本能を絶ひたるは
よりしかんと雖も思ふあらんと雖も思ふ心と即ち従の所

一言ふ云へば良心ハ発動の不断なる結果の本能の要求と生したるものなり

得る良心の不断なるなり又断と思ふ心の強くなると従ひて
良心の責又は良心の処分なるなる名称を附する必要
なる発動の不断なる本能の要求（満足せしめざる）なるなり心識と外なる
ふなり即ち良心と名づくる心識は吾人が過去を想ひ浮ぶ種
々の想念を思ふ軟ふるみつけて発動の不断なる本能を生き
を置くようしてなるなる結果なる外なるざるなり
右は先ハウインの良心の起原を説明するの要なるなるべきの説明
を以て吾人の考ふる所のものを横へ（れる）向経と先ずの答なる
を与へ行くべき中右（ダルウインの）考説に就きて不当の最も適用す
べき時は吾人の本能の発動（即ち動意味）と衝動又ハ従

動を称すべきものなり。以て良心の起原を説明せんとする者は思考是れ此思考の基礎の根據如何と云へば、[illegible]

[illegible]

良心の作用を分析するに当りて我説の[illegible]

心識の衝動ある所を附したるに、何となれば[illegible]

心識の衝動のしかるべきものなり。[illegible]

心地あれば、故に其点に於て[illegible]

は利他的性情を以て良心の起原を説明さんとする考説は、

彼の上に論評したる外界の制裁を唯

十一丁表を見よ

一の據處とする考説に比すれば多少問題の説明に進歩の所あるを認めざるを得ず。是れ全く上述の既に一言し置きたる如く内なる発起衝動を本位として[illegible]

[illegible]

衆の影響のみに依る頗る考説の[illegible]

[illegible]

彼の頗る考説の[illegible]

[illegible]

所を説くのみは全く強者の面目を以て弱者の面目を以て[illegible]

[illegible]

[illegible]

は吾人間に[illegible]み来て生存せるものなることを要す蓋し
若し夫等を如話る所は全く外界の威迫に吾人の恐懼
心を作るの結果と見做さば是れ畢竟の既に非
[illegible]たる第一の考慮に立戻る[illegible]のみ[illegible]その
考慮と附着する巨大の困難と遭遇せざる得ざれば
斯の如く本能の発動を基本とする比べ
[illegible]ば以て[illegible]の問題を解
釈し得るの如くに或は思ふに[illegible]知れども是
[illegible]決して完全の道理なる能はず何となれば只
社会的の本能と義務の衝動を帰せんとする一点
[illegible]

[illegible]早や他の[illegible]に接して
[illegible]
的心識の或部分は[illegible]説き明し他の部分を説き明し
さるの嫌あるべし[illegible]は社会的本能の発動を不
断と称すれども発動の不断なるは独り社会的の本能
[illegible]吾人の生来自衛的の本能あるに
本能の作動の中のかくれる社会的のもの程なる
意味にて不断なるものあるにはあらず[illegible]吾人の
性質として社会的本能の発動のみが不断なるに自衛的のもの
の不断なる限度を表見せざるは
[illegible]心識は只だ社会的の本能のみ附着するものなる

将来

自身一個人をのみ目主要のあの目的とする行動をする人の説は
附着せざる事、即ち義務の念は其根本をなすものは只
じ他人の安寧を図るもののみ存する事、将来自己の安
寧をのみ図るものは存する事、此説は倫理学上の一問題
なるが、若し「ベンウィン」の如く人説いて曰く所の人は義務の念は只じ他人の安寧
を目的とする行為をのみ附着すべきものなりとなす時は
是れ果して吾人の道徳的心識と契合するの見たる事、既る疑なき能わず、
若し吾人の道徳的心識猶ほ深くも
入りてその分析を試みるを許せば、然れども右の点は倫理
学者の間に於る異論のある如し、若し「ベンウィン」の説の如く

人は断然一方の論に就くべきものなりと信ずる
「ベンウィン」は社会的本能の
作動を不断と為れども固より実際絶えず発動し
居るものとは可らず、例へば只に獨り室内に静坐し居る時
も生来常に社会的本能の発動を以て夢想し居ると雖も
之のみからず、実際世人本能の発起作動するかを発起
せむる境遇に接したる時に於て吾人の他人の不幸を見
て第一の感を思ひ出づる心を催すも、実際世人の不
幸を見たる時、若しくは見たる後に於て、平生絶えず
目的なる無きに例陰の心を発し居るとは決して

則ち用ゐ意味する自衛的本能の要求をも不斷とは云ひ得ざる事、自衛的本能の作動を発起し境遇に接すれば必ず発起し又其境遇の継続する限り発起せしめて止まざるべからざるが故に本能の作動を発起せしむる場合には法則的本能ふざるべからざるや、

知れども或人は云ふ如く成程法則的の本能も実際の発動に自衛的のものと取て異るべきものにして唯だ発起せる境遇の接一に始めて現はるるものなれば相違ありけれども一旦その発動一度はたる後ここを思ひ浮ぶる時即ち想念なるの点に於ては大なる自衛的のものと異らざるべし

○その如くある事実は法則的本能の作動を思ひ浮ぶることは全然ないものなるを明かに思ひ浮ぶることを得るなるべし、

惟ふに其時にてもそを発起せしむる目的なるを表像にして而してそを表像すること若しその目的物と伴隨せる感情をも含ぬ場合に於ては只心象のみ浮ぶもの

を云ふ外なるべからず、

は知識的の事柄なり、或感情を伴隨せる知識的の事柄を明瞭ならしめずして直接に其感情を浮ぶべきものとなる

吾人の所謂又此知識的の事柄の媒介として或感情を思ひ浮ぶる場合にも其感情は

決して知識的の事柄程容易又明了と思ふ事はなく、
あるべき筈なくは只々漠然と想ひ出すに過ぎざるなり故に
又事柄を記憶し得る、あるいは想像し得る、思ひもし得る
程度は其事柄の社會的若しくは自衛的と云ふの性質
を顯らかにして明瞭なる知識的の分子を含むもの多かる
べきれば故に自衛的作動も若し知識的の分子
と相結合せるもの多く且密なる時はそを想像し得るの
程度は決して一歩も社會的の方能を凌ぐべきあれども而して
自衛的のみは強いて社會的のものとして知識的の分子
を含むもの少(しとも云ふべきなり)

故に

れて区別を立てんと欲せば社會的と云はずして
寧ろスペンサー氏の説に所謂る表念的又は表念的な
る語を假り来りたる方よからんと思ふ然し此又
ペンサー氏の説に就いては後に更に詳述る所あるべし
是又社會的の本能と其他の本能とを強弱の
点に就いて比較するに前者の発動の強しへ後者の発動
よりも強しと云ふ事は疑ふべからず(実際)却てそは弱き場合はしへ
(却て私)然れども其其の如き場合のあるべきが故に仮令その行為たる
し其人の義務の心(即ち或事をせねばならぬと思ふ心

道徳律の世界に於ては[illegible]
能はざるものなれば其心識は社会的のみ不社会的
と云ふ差別を拘ずして強き者は弱き者を[illegible]
社会的の本能と其他の本能とを一時に表出する場合に
は後者が前者を制する場合に於ては強力なる場合に
せざるを得ざるが如く前者に附随する[illegible]
後者に附随する者多し然ば則ち[illegible]
更に社会的本能の如く[illegible]

の強き本能の如くあるを適当とし事実[illegible]
本能の衝動極めて強き場合には其多人数の安寧
を害する害を防ぐ為に義務として[illegible]
すべき者なり然れども果して其の[illegible]
為なる果して其の[illegible]
の利益を計るに過ぎざるのみ[illegible]
なり人の本能の只一時の強弱は義務の心識の起を
妨げざるが如し決して大切なるものなり其動の不断
なるかを否かを問ふに大切なるものなり然れども社会的
本能の衝動を見て強弱を不断なるものとし其他の本能

の発動を見て不断なるあるときの已の品は決して正確なるおしのことは既に上に論じたるが如く明なるべし。假令其的本能の発動を特に不断なるものと見做し得るとするも、其不断なるの性質を以て義務の心識の起るを待ち明に役人は到底望むべきものにあらざるべし。況んや次に猫ほどの意識の無きを明ませんを望むべし。

試に甲なる本能の発動を不断なるものとし、而者の為めに乙なる本能の起るべき場合あるとき、其像せよ。假令乙なる本能は不断の発動せざるものなるも、其発動たる甲なる本能よりも激烈なるを以て甲なる本能は乙なる本能を主張する者なる不幸と共に承認せざるべからざる場合に於て乙なる本能の発動を待ち合わせ、甲なる本能を反して乙なる本能の影響を受けて一時なる発動を控えて行為を定めたるとき、其像せよ。是れ敏なる者は事宜を察して役人も承認せざるべし。世時に於ては乙なる本能の一時の為めに全く消滅し、暫時の間は其痕跡だに止めざるの如き有様なるべし。然るときは甲なる本能の不断の為めに障碍を受けたるの故を以て、久しく其人をして心に満足ならざる思を懐かしむるべし。而して此のことを繰返すこと度々経験するときは、甲なる本能あるの為めに乙なる本能の起るの機会を失し、其一時の経験のあるが故に其一時の乙なる

る本能より発ひたる心を再び満足せしめ思を懷うぎることを得
さるべしと心より豫想するなる人せのめしく豫想するとは予の
固より強べしと第四章に述べるが如く、然れども一方の本能のみは
ねばならぬと云う心識を使ひ、他の一方のみはそを使はしめざるべ
き巨大なる差別の生ずる何故ぞ。八字の解ぜざるべし 予は幾度々の往験によりて
甲なる本能の要求の不断なるを知りたれば、ねばならぬ
より強重なる義務の心識を使ハしむるに至る。乎、甲なる本能と
乙なる本能のおのおのに此を満足せしめ、彼を満足せ
しめざるは永く心より満ち足らざる思を懷くことを得
べしと豫想するは、彼を満足せしめねばならぬと既に満ちの心

識とは決して同なるものにあらず。一方を満足せしめ他を満足せ
しめざるは、予、其の世間を見ざるなり。予は好任細に予の言は
んと欲する所を開陳せん。夫甲なる不断の本能を満足せし
めて心より満ち足らざる思を懷き、又ねばならぬその本能を従
はざるは、感恩なるを知るせしと自身をさ怪しく思ふ
ものあり。是れ全く乙なる本能を満足せしめたる後の心の有様
なり。乙なる本能を満足せしめざる間は、従今以後、そを
一旦満足せしめれば暫くハ跡なをおのずとあらはれそを
満足せしめざる限りハ、本能の要求の激烈なるを感ず
ることなきなり。乙なる本能の満足せしめざるの

為めに（其者座ケ他の不満とは比較かも未だ程の烈しきも）不満を（覚え）ざるを得ざるべし。甲なる本能を満足せしめざるより起る不満を永続するものと称すれども、乙なる本能を満足せしめざるより起る不満も亦その本能を満足せしめざる限りは何時までか存在するものなり。且その乙なる本能の要求の激烈なる之れを満足せしめざるより起る不満の感覚も亦激烈なるべし。而してその如き激烈なる不満（乙なる本能を満足せしめざる限りは何時までも新鮮なる激烈なる不満）と甲なる本能を満足せしめざるより起る不満（即ちその本能を満足せしめずば今迄の経験上なる本能を満足せしめ

ざる限り存ずべしと知り得る不満）とを比較せば、その両者のいずれの方か大なるかを疑ふ。而して最も強き勢力者たる権力者たる権力が最も強き勢力者たる権力を得たるべき実、其の如き時に当て就れの勢力者たる権力が最も強き勢力者たる権力を得たるべき実、その両者を新延すれば今迄辯じ来たりたる父心ウイルの考定の誤り、換言すれば宝石ルッケ教の新法と謂はざるを得ず。然れども国家の場合に於ては、又個人に於ては個人の性質に成功の差異あるを発見し得ることあるも、一方には（即ち）不動なる甲の本能には）せねばならぬとする義務の心識を伴ふ。他の一方（即ち）不動なる乙の本能には

世の如き心識の働きとの程の巨大なる差別のあることは（彼の
ダルウインの考究を論據とする間は）決して
[illegible]
且又ダルウインの言ふ「吾人の文化の進み小種族の相
合して大社會をなすに及びては單一なる道徳の上より見ても
吾人者の間の民の全体を指して（維今の世界に相識らざる者なし）
社會的の本能又は感の情を相ひ及ぼさぬばならぬことを知る
若し一旦吾人の發達の止まる点（極度に到達して）
まれば世後吾人の感の情を見て
つのみ見てその人種と

1) デッセント、オヴ、マン第一冊第九十六頁
2) 此間点一字の附せる所なり

及ぼすには只自然なるのみ」と云へり
と云へども吾人は明らかに社會的の本能の進歩未だ自ら
極まる所なるその未だ發達せんことを求めざる
所（即ちその未だ發達せんことを求めざる
社會的の本能なるものの心識を得ること）
なりたるしるもそは只だ世本能の働く所（即ちその發動せ
んことを求むる所）の心識にして
因外なれば生ける事物なるかぬばならぬとの心識を附與せむ
るの理由を見ず
即ちぬばならぬとの心識が社
會的本能の前に立ちて（甚だ強）
及ぼすべき所を指示せ
ん

たるの理由を見ず、蓋し社會的本能の発動として起する心識のその発動に先だつて未だ[illegible]反省を遂げざるけれども、故に一言に云へば社會的本能の既に発動せる[illegible]事柄の對象へいねんすることの心識を生ずるときは、其発動を益々多くの事柄に、蓋き範囲に押し擴めねばならぬとは云へども、その押し擴まるやはり[illegible]の状態に従つて自然にそれの押し擴まる先きを押し擴めねばならぬとは云へども、故に若し社會的本能の発動を未だ発動せざる範囲にまで押し擴めんとすれば、実に

及ぼさねばならぬとなれば、其ねんすべき心識は社會的の本能それ自身に生ずるあらゆる他のそれを[illegible]むるの傾向ある可しなり。然るウインの言に曰く、「道徳の上に云へば、是れ右云へる心識の中へ来る所の社會的本能それ自身の[illegible]ほのめかすを可とせざるを[illegible]暗示自白[illegible]他人を[illegible]居る[illegible]ものあり[illegible]ざる[illegible]即ちその弱点を自ら白状するものあり[illegible]。只だ社會的の本能のみを以てしては、良の起原を説明するに足らざるを[illegible]ウインの自己の所説を推知し得るに足らんと思はる。其言に曰く「自己[illegible]

1) デッセントオヴマン第一冊五九頁

う吾人をして知識を惑はしむるの原因は一方に吾人が
一般の意は吾人は容易く道徳的規範の高下を動的
得るとなり、其規範の高下を動する方は社會的の本能と善き
と他人の模倣(なぞらへ)且吾人の心の中の「称賛」と他の道徳とを以て
後者とするものなりとし、「本能ウイン」が良心の起原を問ふ
ものの言葉を讃ずるに右の言葉を「道徳と本能」の一語
を遭遇したる時は、恰も其語の天外から落ち来りしかの如く
を思はれたり、「快楽道理」なるものは知ウインの考究に於て
なる信地を占むるものなり、「社會的の本能の発動」
[illegible]なる心識それ自身ねばならぬ心識とし

現に来たると云ふのみ外に、其本能の発動と後ねばならぬ
[illegible]ものを[illegible]足れ良心の起原満足全て
一き一の面目をもつて(附け加へる)とそのものなり。
且右論辯したる所は吾人の良心を[illegible]的作用と
[illegible]の衝動([illegible])との見解にして
良心の性質を説明したる処を例めて良心を唯ご[illegible]
の心識との見解を法にして世界を保ちあるものと良
心の作用の中には是非善悪等の語を表示する識別
又感別([illegible])如何にして社會的の本能(利)
[illegible]的の性質
[illegible]たる事は不学者の甚だし能はざる所

ろう。今暫く感別の上のみ就いてその唯(唯じ)法事的の本能(若しくは利)他的の性情を満足せしめざる事物又は満足せしめざる事物の感別の附着し来たる。他の本能(若しくは)性情を満足せしめざる事物は世感別の附着し来たる。彼れも此れも若し本能(若しくは)性情(根據若しくは)性情(異中小大の)とのみ見て小(異中小大の)如き差別をなすべきものあるを発見せざるべし。即ち社會的の本能のみ他的の性情の発動よりは自然発生の一種特異なる感別の(他人の)来るかは只どその本能(他)のみは性情たるの性質よりして決して這般(何)の性情たり。若し一の本能を満足せしめることは善悪を語ること表

する一種特別の快感をなし他の本能を満足せしめざる快感をなさしめざるは唯だ本能の満足として見るべきも猶ほ他のそれを見るべきものの足るべきかは即ち猶ほ他と着眼の所を異にするは到底解すべからざるべし。

且又善悪の感別は就いて社會的の本能若しくは利他的の性情(感別の)に基づくを以て社會的の本能を満足せしめざる感別に就いて言へども特に善悪の感別のみ就いて言へども一種の感情若しくは衝動の如きものにすぎず。善悪正邪の感別のみ特に来たりしかは第一番の決して解せざる所なりとは是れとも吾人の心的現象

の行は他の[illegible]眼[illegible]ざる可らず[illegible]義務の衝動と社會的(本能の)衝動とは、その(両者の)衝動たるの[illegible]
似の点をもあらせれども、それも[illegible]数、
[illegible]出でたり[illegible]と社會的本能との関係[illegible]を得ず。況んや善悪の識別[illegible]
感別されてをや。

上来の論述は[illegible]外界より感覚を以て一個人の[illegible]恐懼の念(自衛的の性情)[illegible]許さるの点より見れば、
起原を異にする道徳も、[illegible]外界より自発する利他的若しくは社會的の本能を[illegible]
の起原を充分に道徳と得ざるべし。

[illegible]説も我等の問題と最後の道徳を与へるものとあるべし。
右の論述(のように)道徳を明らし得ざる人と信ず。一の考説は他の考
説[illegible]の勝れたる所はあるべし。如何とも
就れも未だ道徳の最要点を捉へ得ざる嘆あるべし。
人或いは云はん、然らば両説を合一せば如何と。此の如きの疑問(二様の考)
時に道徳せば如何と。此の如きの疑問を起すは[illegible]
[illegible]お右の考を道と汎論し良心の起原を道徳も
[illegible]足らずと(新)たるの論点を含得せざるものあり。若しそれを
含得せば、両説を別々に見るも又相合(はし)見るも[illegible]
の論点には毫も差響のなきことを知らざる人(得)成程或人

をしへ或ひとをみるに唯小男の感覚を以て女人の恐慌の念を抱くのみなるべし、それと共に女人の物陽の心、他愛の情、法曹的の大胆を許すを得ざるを感ずるに於ては一層の効力ある相違なし、只だ二親と同生せしむるを恐る、小児なるも、愛情を親と結ばる小児は、女命令を聽くと者なるべし、即ち女めき小児と取ることは親の命令に二人室の重みあると云ふを得べし、養母なるの衝動と外なるの感覚とあるときは、男子の感覚を喚起するに足る力あるべけれども、無れども見んと或れを喚起する動力の強くなると云ふのみなるべし、強くなりたる動力なるべしと

善悪の識別感別又義務の心識のすぐるを道明なるものはあれども、それを道明なるは、内なる衝動又外なる感力の中に良心の起原を道明なる世なるあるかを問はざるべからず、第一先は上に論述したるその如きを要と感覚とを合たんばなるべし、如何で良心なる心識を生起せしめんや、その如き様式上の化学は第一水素の了解なる所なり、成程酸素と水素とを合せば原体の水を生ずべし、然れども是れ決して別の元素を生ずるあらず、良心は只だその見る所の表

この外界の強迫又は社會的の本能とは異るものあるを既に
形づくる要素として相異れり、世界主義の中に於ては
の強迫又は社會的の本能より来れるものと見てはならず
て道徳的に得たる所の本能なり是れ右の今迄
二様の考道を論ずるに其論旨あり、若し其論
旨を會得して既れの考道の起原を説明し得べ
かりしと知了したる上にて特に世間道を合一するは此
良心の起原を道明するとは恰も陸
地を去る遠く海を隔てず海陸
上にて猶ほ海陸より

問題と一般なり、

右の如くインの道徳は良心の社會的の本能より生ずるものなり
それとは少く違ひて良心それ自身を一種の本能と見做すものあり
若し良心それ自身を一種の本能とするものと思はば直ちに其
起原の道明となるものと思はれども
を一種の本能と見做すものを取らば直ちに其
見做すは良心
猶ほ
曾て一応の本能より又永くの経験を積みたるものとはあ
らざるかとの問を起すべし若し果してその如き本能をば全く
原始人に於て他つるべきものとして見做し得べくんば右の本能
と一人の存するもの

問題

法律的の本能とは異なるものなり（既に）そこに異なれり、世間多くの中に如何なる相違あるかを問はるるものと見てはならず、是れ吾輩が今迄右の[illegible]たる論旨なり、若し其論者（説明者）考慮の起原を説明し得べきものとせば、世間を合一するに至るべし、而して之を問題に恰も陸（ざるべし）と同じ、而して之を解するを得ざるべしと

の説明はそれなれども、これのみ唯良心の起原を
探求し[illegible]
[illegible]
なる作用の存在を認定し、[illegible]
[illegible]
[illegible]

たる後実際外界の制裁なき場合にても有力なる強迫の心識
となれば一層に至る傾向あり外界の強迫と新せんせ
強迫より生じ来る結果を恐れて或行為を為し或は為さざる傾
は固より未だその行為を道徳上優位なるものとなすに真
正なる道徳的の行為はそれ自身の結果を吾人
自身をして生を厚ふせしむるに至るまでの心識なり
此の結果を見てそを為し或は為さざるの既往を進みて修正し
往来外界の圧力の行為を強迫されたる経験あるのみ
矢張りそを為すに於て多少の強迫の心識を伴ひ来るべし

是れ即ち義務の心識の一要素となるものなり。今陳
べたる部分のスペンサー氏の説は更に第一篇の要旨
なるべし。もしなれば世道の根據となる所の思想は既に
解釋したりと信ずれば又吾人の義務の心識の起原
を全く外界の制取強迫に帰せざるを得スペンサー氏自ら
道く所にても明らかなる如く我が心識と
二個の要素あるとして而して此くまでも其中の一の
外界の強迫に帰すれば即ち然るに其の起原は
或感覚の他の感覚の上に有する權威とは如何なるものを謂ふ乎又
如何して生起せしものなる乎

氏は

第五十三丁より第六十三丁
まで見上

然るに他の直覚の上に於て後に開発したる更に新なる、更に志念的なる感覚は吾人の生活上更に遠き又奢き需要を充たす適当なる作動を喚起するものとして風くように存在せる単一なる感覚に比すれば非常の指導として常に大なる権威を有するに試に

思へ単一なる衝動又情緒より更に高等なる指導として吾人の常に承認する所の正直、真実、思慮、恥辱等を喚起する感覚は皆複雑なるもの、皆被雑なる志念的なるもの、皆現在なる事実を此等の

右スペンサー氏の説に就いて考ふるに被験者の感覚は其人の行為を指導するに上に於て他の感覚の上に必ずしも権威を有するものと云ひ得べきも被験者の意識は現在的なるのみ故に被験者の意識は現在的なるのみ故に其人の過去の経験を比較し将来の未来を推量して為すべき所の行為(良しと被験者の意識は一般抽象的なる感覚によりて指導さるる行為)よりも其人の厚生の目的を達するに於て若くは社会の利福を増進するに於て遠く勝れりしと云ふべきが例へば深夜燈を掲げて刻苦勉励身を傷り世を矢うするは眠を惜みて就くよりも

著く被験者の意識なる感覚よりも指導されたる行為なるべし然れども被験者の意識は又現在的なるのみ故に被験者の意識の感覚よりも寧ろ睡眠を身体の直接現在的なる(又目前なる要求に従ひたる方勝れりと云はざるを得ず)是れスペンサー氏の自己保存なる所なり

今指摘したる点を外にして考ふるに感覚が他の感覚の上に権威を有する所以は其意識の性質にあると云ふを以て決して其充分なる(権威の)証拠なりと見るべきも其意識の性質にあると云ふは決して思はれざるなり假令

1) データー、オヴ、エシックス 第百十、十一頁 千八百八十四年版

感覺の性質は他の感覺と比べて横威あることなり。
又横威とは感覺の表象的なる性質なり。換言すれば他の感覺の表象的なる性質のあるなり。而してその表象的なる性質は只だ其感覺の一部分なるのみ。是れスペンサー氏の自ら言へる所なり。
驗者氏の言へる曰く「畜積したる経驗は人をして次の事を知らしむ。即ち直接且確実なる結果を指示する感覺よりして指導せらるゝは即ち満足せしめ得べき感覺よりして指導せらるゝよりも遠常なる原因の認知あることの方を指示せしむ。是れ即ち是れ感覺の起原なり。是れ即ち感覺の起原なり。」（スペンサー氏の説なり）

一 テーメー、オヴ、エビックス、及ビ、ニ、ハ、ロ、ク

感覺は他の感覺の上に横威を有する所以は其五人の生を厚ふするに利あるの性質なるを知るべし。即ち表象的なるとは云はざるを得ざるなり。則ち表象的なるとは云へば即ち厚生に利あるの性質なるを思へる感覺は皆横威を有す（即ち義務の性質を帶びたれば来たるべき筆なり）

今云ふ所の義務とは人の心識の現象なり。而して人の心識の一要素なりとする。其義務は直ちに人の心識の起原を從明するものなり。

感覺は他の感覺の上に横威を有し又其横威を取る直接力なる心識の起原を從明するものなり。

只だその義務なるものは感覺と共に発するものなり。

而して其一方のスペンサー氏の説すなわち

誤

[redacted]たくんは倫理の[redacted]大綱を発見する上に於ては重大の
價値あるものなれども今其事の問題となる如き解釈を
なす所にては價値あるものとは云ひ難し何となれば其事は
更に問題となるべき厚薄すなわち利害の感覚[redacted]他の感覚の上に
横奪を行なうものとしかと云ひ難ければなり若し此問題
へば右の感覚は本来横奪を有するものにして其横奪は
決して他のものより来るものにあらずと云ふべし
是れ義務の心識（すなわち右横奪する他人を表[redacted]部分の
心識[redacted]）は其他人に於てのみ生ずるものにあらず
即ち原始特殊なるものと謂ふ[redacted]若し高説の

すべて猶ほ更に其起因を求めざるべからざる起原
を提出せざるべからず若し上の論駁したる三の考説の如き於
は別に考説を提出せざるべからず此の所謂る義務の感
覚の根底なるものは良心の起原の説明にして他人の價値なるべ
なる、スペンサー氏は云ふ此事の起る所は他人の苦痛を推
察するにあり此事は之を称して同情と云ふ氏が其著述
「データー、オヴ、エシックス」に於て論じたる所の大意は諸人の良心の
起原を説明し得たるものとは云ふべからざるなり
云ふ此事の今日長く論争し来りたる問題に向て最早事
実の自説を明示すべきの場合に迫れりと思惟す

上来陳べたる所は是迄数多の學者の良心の起原を説明せんがために掲げたる考説の例を挙げたるに過ぎざるべし。而して其事の見る所いまだ一も充分なる説明を与へ得べきものなきこの如し。且古来数多の學者の右の問題に向つて提出したる考説は其数決して少なきにあらざれども世考説の依て立つ所の根本の思想を示さゞれば(又その少事の説明を掲ぐるに考説)知れる所のみにて上来雑駁なる考説の外なきものと考へらるゝ。固より用語の不同又陳腐の駄言の不同などよりして種々別々の考説を出だせるの類多けれども其主要根本の思想を存ぬれば、全て別個独立の所見とは

雖も其数決して多くは存ぜざるべし。若し果して右雑駁なる良心起原の考説の中に未だ一(以て)絶極最後の説明と見做すべき(以て)説明の条件を(最要点を)抑へ得たるものあるかと世は此問題に向て異意なき信地を取るべき事、言説の自説として明なる所見を提出すべき事、是れ即ち本事業の次に為すべき所なるが、此最後の説明に移る先立て、世に動もすれば也説する所の説明の問題に一回なりと考へ、或は彼の所説の虚飾心若くは名を惜む心を掲げ来り(説者の中に)

(思ふに)を除き去らざ

こそれと良心との間を隔る数位の互いくらい関係の互いを指摘して初めてそれからうへ次へと良心の起原を追跡し得る男性者ルあるがごとし

[illegible] 然れども世俗の所謂る廉恥心強くして名を惜むの心ありて至へ被詐なる心の作用を明瞭に分析せざるよりして思想の混雑を免れず名を惜むの心は一は他人より受くる毀誉褒貶を感覚し一は自身の品位体面を重ずるより来る心識なり今先づ他人の毀誉褒貶の力に就いて見るに世人がそれを感覚するの心あるは世人の行為を刺激し鳴起せるを取らへ一の大なる動力たるは相違あらず若し此動力なかりせば世人の行為は世一大部分を失ひたり人

（光彩の

然れども世の他人の毀誉褒貶と云へば必ずしも世中に良心の作用を含みたるのみならず世中に良心の作用を含みたるのはあらざる事なり故に或る者を褒めまたは貶せんと欲する時に向かひ世人の思ふ所を過重し過重するの者にしてはなほ之れを善くしたるの情状を帯ぶるのみあらざる事若し此良心作用のみなるを謂る他人の毀誉褒貶なるものよりして取らばは世毀誉褒貶は畢竟強力者の唯とその強力なるのみを以て（言ひ換へば弱者の女意に従ひ若くしは従はざるの故を以て）女弱者を賞し或は罰するの所為の如き賞罰とよりして良心の作用の如き賞罰とよりして良心の作用の如き賞罰の決して其らざるとは

既に上に詳論したる所なり、又他人の毀誉褒貶を気にする者の
方に於て若し毫も自身の品位を重きの心なく、自身の品位
より見て断々行ふべき筈の事、一切はさらば我が保つべき
品位より一段下れるものなりと思ふの心なくば如何なる
我を不似合なる卑劣の行為を敢て
恥つるの心をすべき事なり、
のみならず自身の品位を重きの心は既に卑劣の所行を
心底に假定したるなり、

と思ふの心なくば如何なる
てそを恥つるの心は生ずべ
き事若し此方に全くよし
ころしの判別なくば他人の我が為すところを
意味をだに解きえざるべし即ち他人と雖ども
とは思はざるべし例へば一人儀式の席に於て無礼の挙動
をなすとも無像せよ其人は必ずそを恥つるの心あり是れ蓋し
假令ば過て毒物たるを知らばせよ如き過をなすとの品
此方の落度なりと知れるが故なり
[illegible]

是世の通常廉恥心なくなるは他人と雖ども
ふるまひを恥つるの心なく容易に或事をなす
ものをそれ自身を恥つるの心を重しとせざる
がゆへなり

固より[illegible]實へ他人の毀られて一旦大に恥ずべきを以て[illegible]
恥つを限由なく却て其他人の褒賞を自分の[illegible]
[illegible]疾しを所存[illegible]と知るを[illegible]
[illegible]克く省みたるときのみ他人の毀られてそを恥ずべきなり
既に一の知る人[illegible]あるは若し其時よりの知る人[illegible]
[illegible]恥つるよりも寧ろ念[illegible]心を[illegible]
恥の心、名を惜むの心みは善悪の心と伴なるものの[illegible]
[illegible]的心識の存在を假定し居るものすなわち之を以て心識の
[illegible]起原を説明せんとするは是れ唯恐るべきの混雑を暴露するもの
[illegible]や但し善悪の心の久しきを経験又久しきを過

[illegible]ずるように強と自動的に強と無意的に働くものなるべし
世起るを云へば決して毫も意的の心識と合致するを要さず
[illegible]即ち強者が私の目的[illegible]を達するに弱者を使用するの方
便にすぎざるものなることは云へ可からざるべし換言せば強者が私の目
的を達[illegible]するの方便たる毀誉賞[illegible]賞罰の事は弱者の
恐懼の念を生ずるに止まりて[illegible]心をすらなるべし
善[illegible]厚の心を生ずるは他人の命令強迫に拘らず自己自身の
是認服膺するを所の品位の理想を明に或は暗に有する
ものに外ならず[illegible]不似合なる、此理想なるものは[illegible]
[illegible]を[illegible]たるに自覚する所に[illegible]恥の心みは善悪の心

と称するものゝ合する所の[illegible]れり。

論して此に至れば既に暗に不平の自説を吐露したるものゝ思あるべし。或学者の考ある所よりては今云ふ所の心の作り出すものゝ取り直さゞれば良心の起原なりと云ふ事は[illegible]

此説を異にして敢て謂れなしとは言はれども若しもその説を掲くるに正しきまゝば良心の作用の起原を

説明せざるべからず。その作用の所[illegible]を名称を付したる迄にて[illegible]

かゞやく[illegible]何とかれば若し限界なしとの如きの意味なる事と解はれたるは吾人の所々あるべきの善

の主を説く所に至ては[illegible]の説を假りて氏曰く「初は単に世の風儀を照らして我等動々の生活を把握するの便宜を差量したるしか今此時に至ては我等動々の[illegible]の[illegible]ニ為ハ十七世紀ノ中頃ヨリ」と（システム、デル、エーティック第一巻）ヴントは良心の起原を彼の強度、内界の強度、四個の側面を掲げたりしが世界の強度、良心の心識を形つくる[illegible]も亦等しく[illegible]的の[illegible]の動機中此最後のもの、良心は世界作用の[illegible]と（エーティック第一巻）ヴントは良心の觀

ヴントは[illegible]

恥かしと云ふ心識とする事なれども

或の晴る事此事の自覺を吐露したるものの考ふる所にては今云ふ所の[illegible]ものを出さ取る直さない良心の起原なりと云ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]ディング氏、パウルゼン氏又ヴント氏等の説く所は畢竟そもそも出発点に帰するにあざるべつディング氏曰く「良心の生起するは[illegible]実際の正別なりとして特に形つくられたる感覚のすぐれる能力なり」と（エーティック第五章）パウルゼン氏は歌の風儀の影響、祖先の命令等を説いて良心の起原を説明せんとするの傾あれども社会の制裁、風儀の揭正なるべしとは純く[illegible]念と発起せざるとの事を決してねばならぬのみとの

の主を説く所の主とは[illegible]の[illegible]を假りに氏曰く[illegible]は単に世の風儀を照らして我等動機の生活[illegible]の傾向を差異したるしかも此脳を主とせば我等動機の特有[illegible]の照らして以て実際の[illegible]を把握するなり」と（システーム、デル、エーティック第二巻八十七頁、第八巻八十九頁）ヴント氏は良心の起原を第一に外界の強点、内界の強点等四個の傾向を掲げたりしかも世世良心の心識を形つくるに[illegible]場合に[illegible]最も[illegible]等ちなものとなすべし[illegible]説明せんとするの傾あれども社会の制裁、風儀の揭正なるべしとは純く[illegible]念と発起せざるとの事を決してねばならぬのみとの

[illegible]の[illegible]の[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

吾人の生活作為の理想は只だ（架空の）あるの像を通常所謂る（理想）（志像）うるに別なるまでは吾人おそれる甚だ若しくは（惟わく）あるべきなれば其の心識の（惟わく）是れ吾人の人性の本来の目的（見て人間の存在又最と）（言て）云へば（宇宙）の自然の構造の如く定めある人性の有様）る産せんとするより起るものなり人間即ち吾人人間は未だ此世人間たるの性を完うせざる者、吾人は未だ此（宇宙）界の自然の構造を具へられる人間の目的を産せざる者、（此）而して吾人は自然の産せんと（発産の中産を生起）（偶々）する様々の文芸の作為（あるる様々の）根本の傾向れて人生長り）ち吾人の成り立ちるれて、本来の傾向に此目的の産せんと

力あるものなり、而して（と云）そのしかる力ある必ず性質を（観）ふことを生ずるなり、吾人の（目的）吾人の（目的）の構造に於て吾人を素より定めある有様は（その）の大自然の性と（目的）の構造は（その）の大自然の性と（目的）の構造は（その）の大自然の性と（目的）の構造

[illegible]たる最初の有様若しくは現在有する有様を指し、或意味にては吾人の性と云ふを得れども、吾人の性は[illegible]進化[illegible]有様と最初の有[illegible]指すべきものにあらず、此世界は生物界と共に最下等の有様より進化し来りたるものにして、此意味にては吾人の性は未だ此[illegible]の有様を得たるものにはあらず、但だそれのみ到る所の成立ちを有するのみ。吾人の性は生物界の一部なるを以て此全生物界は世界最下等の有様より進化し来りたるものなり、又其頂上なる吾人の性は今後尚ほ進化し行くべきの

なれば、或一定の有様を指し、吾人の最初の有様若しくは現在の有様と云ふ得るも[illegible]。それらの有様は常住不変のものにあらず、常に真の性を近かんとし、彼らんとして変化し行くものにして、偽有の性なり。吾人は確言せば今偽りの宿りなるに過ぎざるなり。吾人は常に我所を得ざるおもきの思あるなり。恰も鉄屑の磁石に吸ひれて未だそれと附着せざるおめく母子の親を慕ひ恋ふるが如き思あるなり。此思ひ及ぶ所は生親と産はざるが如きの向ふ行くべきの心識なり。

吾人が此世界の構造に於て吾人の定めある目的（即ち吾人の本
真の性）に傾向せるの心識は是れ即ち義務の衝動、可たり云ひ
ぬべきものにして心識なり、其傾向の障碍を受けたるの有様は
即ち良心の不安、良心の咎と云ひぬべきものにして大なる悔と
契合者一般は（此目的に傾向する如き）善悪の判別（と云ひ）
なり、猶ほ善一般に於ては吾人の本真の性と契合者一般（背馳）
せるものに吾人の感情的の心識を以て接すれば吾人の感
別（即ち善悪）に特殊なる快不快の心識（即ち）をなし、知
識的の心を以て接すれば善悪の識別をなすべし、故に或
事物を吾人は悪と（覚ゆる）は（識別より見る感別より見るも）

それを吾人間の本然の目的に合しまたは（明瞭に或は暗々裏に）
の心識なり、善悪の心識に合致する時
の性と（一致）の意念とに（合）
の心識に合致する不快感は右の者の（背）
るものなり、義務を果したる心識の快感（即ち）
は吾人の本真の性に向ひ行く衝動の満足なし、義
務を果さざる心識の不快感（良心の不安）は衝動の不満足（即ち）障
碍を受けるものなり、
第の今事迹したる所を憂人で或は歌を振りて是れ既に莫
大なる純粋哲学的の解定をなしたる上の話なり、是れ吾人の

性のうる経験を超越して隠れたる像の壇に入りたるうる
加之見れ常に有形界を假定し居るものあるやと云う人
なきにあらざれども此れとても其の上に提出したる考
假定に過ぎざるべし人間の本来の目的と云うべき此世界の見
此の構造と云うも必ずしも人間の有心有意の神の存在(即ち通常
所謂る有神論)を假定し居るにあらず此世界の成り立ち
又轉変お全く無関係
なり全く無関係なる
るあるべしと必ずや
中るは目的の存在

[illegible]

るあり(ものの)假定
ゆまりを持つものと假定すると本来能と動いた業
目的はあるべきものの進み行くものを心なき人間の
不都合なる而して本来能と動いた業
其目的は必ずしも人間の有心識的のものた
るを要せず又其目的の進み行く者は人間のみに有
意のもののみと云うを要せざるべし且又此世界の進行
の目的ありとするを假定せるならばなぜ只此世界の中
に現れたる個々の者は或有機に至るべきものと現れたると
のものを假定するを要するのみ此世界その他の一大目的を有す

ろの不合理あり見れば右の考説を取るには断定せずして二つなる所
なり之此個人の全能の目的は[illegible]の存在と
一の目的あり否あるいはその如きことを言人は知り得べき不合理
如き者人の間より[illegible]中に不合理中此等は即ち純理哲学の[illegible]
なれども[illegible]
[illegible]個人の中に現はるる個人の[illegible]
[illegible]個人の中に[illegible]存在の目的を有するの不合理の問題此
男の全能者にて絶対者の目的を有するの不合理と問題とは
再言せば[illegible]
回決して同一の義にあらざるなり[illegible]
[illegible]の考説
を取りて必要あるは[illegible]
[illegible]部分なる人間にもあるは人間
[illegible]個人の[illegible]部分の構
[illegible]を成す者ハ

存在を取るまく種々の関係の中に[illegible]
[illegible]個人の中に[illegible]
[illegible]而して人間の中に[illegible]
[illegible]目的[illegible]
[illegible]を有する[illegible]
[illegible]
[illegible]而して人間の中に[illegible]
[illegible]目的[illegible]
[illegible]
有心識的に現[illegible]
[illegible]
[illegible]

の機械論を以ては宇宙の真相は窮め得ずと思惟する者の立場を假定したるなり。此純理哲学的の假定は我々は只に假定と称すれども猶実体の存在を假定と見做さずして論定一得の道なる実悟と（カントの語を假れば）只に道徳的心識の存在を能証するに足るものとなすべきものの見なす心識のポストラートと見るべき外なし。斯定せるの道なき事是れ而純理哲学者しては倫理学の本領に属する問題なりとして、茲に論ぜざるも一切なるべし。茲の角度の考察の所論は右陳述の純理哲学的の思考を許容せざれば良心の作用の如何

（筆者が此良心起原論の攻究は老人の無量の心識の包含するものを求むることにて其第一歩をなすにしかず。心識の包含し事相の存在を理解せざる到底もの所見非とも理哲学的の思考を假りまする。）

起原は説明し得べからずと信ずるなり。若し其如き純理哲学的の思考を略する者あらば其者は其如き思考なくして良心の起原を充分に説明せんを試みるの外なし。第一此論の始より此に至る迄論述したる所を充分了解したるものとして第二の説と提出したる考説と異なりて全く純理哲学的の思考を経ざる考説を以て良心の起原を説明し了したりとする者あらば其者は直に第二の説を擯して其説を取るべし躊躇せざるべし。

今陳述したる第四の考説は如何なる意味なる良心の起原を説明せるものなる乎良心の作用なる可し可ふず又

善悪[illegible]心識を分析して全く他のものとなるの意味なり
其心識の起原を探求し得るは[illegible]良心なる心識の
存在の根元を指摘するの意味なり其起原を説明し得るは
[illegible]なり良心右の考説なるは道徳上諸事をみちびし
みはなるものなるを吾人なるは思ふなるなり心識を分析して他
の猫は単一なる心識なる帰したるはあるなれば其心識の起す
る根本を指摘したるは外なるべき言葉なれば吾人の本来の目的なる
[illegible]有する関係の我が[illegible]心識を現れし[illegible]
生活行為の理想[illegible]種の観念をなし而して其良心
なる作用を発起し来ると説きたるは是れ本事の

提出する良心起原の考説なるし他の意味なるは其起原
を説明し得るの道を知らざるなり本事は良心なる心
識を分析して全く他のもの（良心なる[illegible]の所得る道徳的
心識を意味し含まざるもの）と為し得ることは思ふに良心
なる心識の如何なるものなるかを析出するものなり他の種類の事物
なる他の種類の事物を指摘し分析し去るを得たる特殊
の所ありと考へるなり
只い[illegible]本事の説を解する者は或は其説を[illegible]ウンの考
説と[illegible]其要点なるは敢て異なる所なしと思ふ[illegible]やる行るべ
かりず照れとなすべく良心[illegible]明瞭なる
本事の説を見に其説と[illegible]ウンの説と同じ

差別のあるを常とする人間程度人間性の傾向若くは衝動を従て所謂哲学者等は飽くまでも世界の假有の性質を其本質の性質と誤るの傾動なりとの如きを以て然るに今く知り得る所なり人間又世界を哲学的の思考は其一つ承認せざるし所なり人又人間は世界の法則的本能のみなりて良心の根原を説明せんと試みる之れを大なる世界の根據を独断的に信ずるの傾向あるしかども右事の考説は其世界の因縁を豊富せず[illegible]なるべし要するに然るの考説は只一部分を上なる良心の記憶を説明せんとしたるものなれども[illegible]

主張する所は是非とも絶対哲学的の境界に踏み入らざるべからざるなり

世人の本性の性質のものは決して夢幻のごとき虚妄の自然の構造に於て世界存在の根據を有するものなれども此の構造に於て世界存在の根據を有するものなれども十数年来の経験は数十年間此世界存在の根據を有する個々の人間は未だ[illegible]それを到達せざるなり世人の本性の性質なるものは個々の人間に対する[illegible]関係は唯プラトーの所謂るアイデアの語不完全なる代表者なる個々差別の物に対する関係の如し世人人間と孤独の目的は活界の真実なるものを相互に[illegible]

個々の人間となりて世に生れ来る吉人銘々
[illegible]に取りしい未だ[illegible]実在となりて現世に現ずる理
想として現し[illegible]なり。（今為に宇宙界の真宝駢なる供を
掲げしが之を就いては既に[illegible]ほぼ[illegible]は為に[illegible]海に入らざるべし。）
[illegible]察ろ純理哲学の本領を[illegible]
右述べし宇宙界の自然の掲げ方に於て吉人人間の定まれる目
的は決して夢幻の如きものあらず、然れども吉人は既に[illegible]
全く知り尽れるにはあらず。之は丁度の如く[illegible]
突然吉人に疑はれ来るものあり。此世界に於て、既に[illegible]の界
に於て、此人間の社会に於て種々の経験を積み、種々の境
遇に掲げて彼の所謂る人間の進化なるものを経過する間に

[illegible]吉人の心識に発現して来たりて吉人は[illegible]白晝の光に照らし
て我本来の性を顧[illegible]（本来の段階に至る）[illegible]只に曙の薄明あり
て漠然と[illegible]見居るのみ。吉人は既に全く覚めたるにあらず、
半は未だ眠の中にあるなり。
今云へる如く吉人は此世界の狭く云へば此人間の社会の）境遇変化に誘れて本来の目的を一時
に知ること能はざるものあり。宇宙[illegible]既々に眠より覚めつつ
ある吉人は面影を見、其衣の裾を攫まんとしたる者に過ぎ
ざれば、吉人が此本来の目的に対する[illegible]の[illegible]の差異[illegible]は勿論存在す。
（多少の差異[illegible]は[illegible]然るが故に）良心の作用の目的の
（[illegible]存在[illegible]可しと云へば[illegible]可ふ[illegible]と云へば[illegible]事柄が
（換言せば）

時と處とによりて現ずる相異る所の少からざるのみならず、且又今云ふが如く良心の作用の目的たる人生の種々の経験の中に於て変遷し行くものなれば其作用のみは種々の経験の如くにして他の心的作用の附随し来れる場合多きが故に例へば外界の強迫と慣習の強者の刑罰とを怖れたる経験の結果に純粋なる良心の作用と誤認せらるる場合多きが故に或は其良心の発現せざる場合をも見て之を皆良心作用の本領と為すに至る事多し。

一たび良心の起原の考設は即ち此言葉に於て最初に示唆したる所なりしが此説に陥りたるものなる玉石は其性質を異にして混同すべきものにあらざるなり

全く別々に相分れて存在するものにあらざるなり

近来博言学の研究大に進歩し来りて其結果は異人種の思想の作用又は発達の迹に就いて微妙の理を啓蒙する所なること多し。故に其研究は吾人の倫理的観念の開発に関する或は多くの影響を及ぼすべきものなり。

博言学者の説く所によれば言語は素皆人種的の意味を含むものにして言語を撫くれば素皆人種的の観念を意味せざる言語を以て発生したる人種的の観念に比

1) ロメーンズ氏著「メンタン、エヴォリューション、インマン」第三章四十六、七頁（六百六十八頁）を参考せよ

喩的の應用したるものなりし此博言学上の所説の為ては吾人
の為に的確の基礎を先づ設定せしめたるの言語の変遷
[illegible]の進歩の為に[illegible]
ふるゝ所なれども吾人の為に的観念は素朴なる概念を含む
さる観念より生ずるもの、其観念の単に変化したるに過ぎざる
もの、其存在の性質を指すに過ぎざる所のものにして
決して性質を得ざるものなり[illegible]
観念は全く[illegible]
る名称は絶対使用し[illegible]れる言語の中より撰びて比喩的
に應用せるを得ればなり[illegible]
用して来れる言語の通常の意味又は表はす得べき趣あるも其
観念と或存在の観念と多少の相似たる所[illegible]
念を表はしたる言辞を直[illegible]様應用して其観念の名称と
なす[illegible]
言語との関係は極めて密接なる
ものなるは[illegible]
て[illegible]
形思想のなりたる時は其名称をして必ずしも今迄全く見当
ふさる言辞を新作して来たるを[illegible]
其後[illegible]
言語の関係[illegible]

なりとし此博言学上の所説の為に世人
[illegible]て既に世人の言説の変化したるを
[illegible]を逐ひ居たりとのことは[illegible]
[illegible]の観念は素高き道徳的の要素を含む
[illegible]の、世観念の単に変化したる過ぎざる
[illegible]は彼れ[illegible]異なる所のなきものとしたい
[illegible]何ぞ[illegible]
[illegible]要素を含むものとそれを所
[illegible]れと言説の中より撰びて比喩的
[illegible]くまでなる観念のみは今迄使

義務の心識を表はすに用ひ[illegible]ねばならぬ[illegible]
外界の束縛束を意味したる[illegible]
さは決して義務の心識とは[illegible]
の強迫を受くるの心識[illegible]
[illegible]比喩的[illegible]
[illegible]の同不同は直に[illegible]
[illegible]

[illegible]の意味まで表はす為に用ひ
[illegible]多少のあれども所[illegible]
[illegible]直[illegible]様慣用して世観念の名称と
[illegible]の関係は極めて密接なる
[illegible]押つめて所の先後を云へば思ふに
[illegible]言説の必要を感じ来たりて
[illegible]名称として必ずしも今迄全く見当
[illegible]あせず都て在来の言説をば
[illegible]用ひて多くの人民あるを博
[illegible]言説の関係または或観念の早くより

[illegible]の性質に依る生起の事実を知るを得れば其観念を形つくる要素の中に意識を所なく其観念を分析せば全く在来の観念とは一切違ふを得さるものとは決して違ふを得さるなり三学説の良心起原の考究の後ては固より必ら[illegible]良心とは心識を明かに深く[illegible]あるを其心識の生起する先ち吾人の心的発達の既に或程度に達し[illegible]一度[illegible]たるのとくより後[illegible]一人[illegible]る所なり右等の言語上の関係を見て三学説の考究を反駁せるつもりの積りと謂ふ[illegible]なるものあり此是れ宜しく思ひ[illegible]

[illegible]三十丁を参考せよ

疑点の有様に陥る者ゆ概ね先づ第一に失する所のものは道徳的の宗教的の心識なりとの事実を無視する学説の考究に[illegible]なるものなるべし故に三学説の考究に於ては一か所に[illegible]と思はるるなれは吾人の精神の病的の状態に陥る場合に先づ最初に壊滅し[illegible]心的作用は最も高等最も複雑又最も後に生起発達したるもの[illegible]なるものなるを可けれは吾人間の本性の性を[illegible]心識なるものは被教育者なる心的作用は吾人の心識の発達に於て最後に現はるるものなり故に又最も[illegible]壊滅[illegible]

六歳の時より[illegible]足ざれば[illegible]ねば[illegible]人間は
自己の本来の目的を知ることを[illegible]
誠をもつて[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
を始より[illegible]人と称し[illegible]
あのれら真[illegible]個完全の人間となれ来らざるべし極く幼
稚の有様より漸次進歩し行く者なる事此の如き疑問は
全躰貴人の問ふべきものなる事[illegible]特に考へざるべし
問題にそのものの問ふべき[illegible]
てはそれらの点を点検[illegible]良心の[illegible]あるべしと考へるべし

上来陳べたる所よりして見れば吾輩は良心の作用をば恰
も一国の帝王の臣民に勅命を下すが如くと天帝が人間
の心に鑄りつけたる命令とは思はざるべし又良心の命ず
る義務とは観念のあることを見て応ずる人間おのおのの義
務を直ちに人間以上の有心の大能者[illegible]意
所謂る有形[illegible]
を為[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

マルティノー氏の提出せる論據を引いて

用ゆるものゝ味はそれと共に流轉し行くべきはずのものとそれらの以上の意味なるものとは異なるべきものの個々の作用されたるは変化し行くものなれども良心そのものゝ根本の原因なる一定の大目的あり而してそれに向て人の道なるものゝ人間の活動を統一するものなり

（オブリゲーションを負ふ義務を負はしむ マルティノー 牛著 タイプス オブ エシカル セオリー 二冊 第四章 四頁以下 ケントの八十八頁を見よ）

高貴なるものゝ根本を起すべきものとなるべし善悪を我務の心識を個々の事物に適用するの途なるべしと時と場所と変化差別あることを忘れとも唯一定の変化差別のあるべきものなれば其心識の起は

人の存在の性の如の根拠なるべし

人の存在の性の如の根拠すべきものなり

此に至て人の良心の活動の起は

不動の論理

考へ

最第一章の考へ

陽微根本の性質を明らかにすべし

表面的の性質の考へ

今茲に考へるべき事の考へるべし

吾人の我が真の性、我が本来の目的より解して有する[illegible]の関係[illegible]
吾人の良心よりの御のまま[illegible]を知る[illegible]
表面的の性質を見ると[illegible]
性質[illegible]世間微細あの性質なり。
今迄示せの考慮を用ひ[illegible]
如何なる意味にて表度[illegible]
吾人が我が真の性を見ることの[illegible]
みなる[illegible]命一義なる[illegible]
なるべし。即ち良心作用の目的物の[illegible]
の表度の存するなり。次に吾人の本真の性を見る[illegible]の範囲の

廣くなるに従ひ良心作用の範囲も無限に廣くなるべし。
て良心作用の支應をなすべし。その作用の範囲の廣
くなるに従ひ支應を広くなるべし。是れ亦表度の一部
なるなり。次に又良心の全く支應せざるもあり。世支應の程度の至
て微弱なるの有様の所々強く、鋭く、明らかなるあり。言ふ
迄もなく吾人の心識に現ずる我が真の性を明らかなる従ひ
それに表度を低節の心識に知らるるなり。[illegible]
[illegible]徳を広くの表度と
[illegible]
[illegible]の提出したる考慮の説明は陸に明白なる要領をなし

たりと信ずれども、狂ほせる考慮より生ずる結果として、二
の野蛮なる問題（又複雑なる問題）、第一の問題は吾人の義務の
感覚（お就いて暗闇なる）は、[illegible]
さきに述べたるスペンサー氏
等の主張する考慮
より生ずる結果として
問題なるお事柄
の考慮（[illegible]）
極く簡単なる答
をみ一般なるべし

スペンサー氏は吾人お外界の強迫するに対する経験の依
果たる脳一部分の自然の因子と著明なる考察を要する
様子なる吾人の義務の心識は常に成一考ぐべし、後者
小とも本来は心識お其ぬき結合をなしたるものと
仮定し、外界の制裁なるべし、吾人強迫する
心識のなるべし、[illegible]
[illegible]
感覚の感覚お他の感覚の上に作る慣
感覚、外界の強迫なる経験の結果を脱するべし、
それと共に他のおもむきなる感覚の根底
[illegible]
と他の感覚との差別のなる限り、[illegible]
上に慣感を有する限り、[illegible]
此義務の心識の別々なる二

吾人間の本質の
性を完うせざる間は
その性に向へ衝動
なる事の止む時なるべし
なるべし（と信ず）
成程吾人の（最）
心識即ち心識をいふ
後の性質如き心識を
所謂る意の向上所心の欲望を所と称して
叫れども或事柄に於て其性質を
を完うせざる限り）他の所一を事柄に於て其義務の

個の本質の中（のもっとも強迫の心識を脱され
ばとて、それと共に義務の心識を脱するにあらず
氏の説の根據として立つ所と考見し得るなり
考デーメー、オヴ、エシックス、第百二十八頁）

心識の発起来るべし。既に第一止の中に於て人の現あると実際とを融合一致する時は、却てそれが刺戟となり今止は益々附かざし好日晴を如く現あると実際との対比と憤怒を生ず。人の性は常住不変の性質なれども、一時と雖ども現れずして一の有様を完うして次の有様に移るの成り行きと共に現れ、一言にして去れば在る現れずして成るに過ぎず。猶詳に言へば常住不変なるものの人に於て常の有様より他の有様に成り行くものにして現れざるなり。今時く此の如き純理学的の思想信仰を措いて顧みざるとき、小学の考慮つらつら見れば、偶々一の事

柄に於て義務の心識を生ずるも他のものは高き事柄に於て更に其心識を発生し来る。此の如く義務の心識は一の段より其上の段に移り行くの進行なり。何時の其段高き達し倍止まるべき半分を知らざれども、義務角人人間に起る変化の現象の中に厚薄階層は永く理想と実際との対比の有様を脱し得ざるべし。然れども人進歩の目的は其両者の対比を遂に融合する有様に義務の衝動をその目的に向つて傾向する有様に最早其目的に向つて傾向とぞ一致合一して無上の満足を得たるの有様なり。人は何時此境

足を[illegible]に得べきを失ふ[illegible]正満足を含うする[illegible]の時期あるべき[illegible]但し[illegible]の問題に対しても[illegible]

次に第四番の一言一言は良心は必ず程信用すべきものなる事の問題なり此問題は極く簡単なる答えを有し得べしと信ずる夫れ良心は個々の作用は変り行くもの(即ち世間の有様に於ては未だ甚だ不完全なるもの)なれども是れに対して信用する事は敢て明白なる若しその不完全なるのみを以てそれを信用せずとせば是れ世人間は何事をも制限の下に為すべきものなる不完全なる者なるべし信用すべきものなる方様なるも(假令)[illegible]

[illegible]巨大なる進歩をなしたるも(假令)[illegible]

[illegible]是れ人間人間の如き制限者の見る所なる行[illegible]

[illegible]若し彼の事のみ止まると世人[illegible]

知せば今日の[illegible]を信じ[illegible]に従つて行[illegible]及ぶ[illegible]今日[illegible]に従つて行よは明日[illegible]完全なる知見を以て[illegible]

準備するなり。

未だ甚だ不完全なるの故なり。

人生の目的なる人の知識は

かゆを為すべしかゆを為すべからずと思ふこゝを見るべき

所の惑ふを少かまず、世の如き

明らかに此人人生の目的を発見せざる若くけれども

人は善悪正邪の判断に惑ひて往来

久しく人生の目的を為すべき事柄を

修め知見の開くるを待ち甚理を高ぶるものと

ほ其事柄を対して行ふべき多少心なるを思ふの為味

なるを知る所知見に従つて右に就くべしと見定めたる

時は実行の方法に就きこれを思ふ人の心地なきあり

是れ善良心の久しく或一の方角に向つて働き居

たる痕跡なり。良心の働は他の方角に向

ひ居る痕跡を残す事の久しきを慣習の結果の如き実行の痕跡

心を動かす故なり。故に知見の明なる従ひ世痕跡

は見る消滅せざるを

是人の良心の動きを鋭敏の物を

見の個に働くものあり多数の人に於ては信仰社会の一般

に於ては良心の働き方若しくは或少数の極て上等

なる人々の良心の働き方に倣ふ事多きを

がかし。然れども世界に生て良心の働なき処の民

[illegible]

今日の社會の無[illegible]
[illegible]
明治の長[illegible]社會
の制度の大[illegible]
[illegible]所謂[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第三章　倫理學上此論の價値

吾は此篇の緒言に於て既に云へるごとく良心の起原の如何は倫理學上の主要の問題と謂へり。重大の關係を有すと思はるゝ。吾輩考ふるに、これらの問題に對する此点に就いては吾輩の上来陳述したる如くなれども既に充分吾輩の所見を推論し得らるゝと信ずるが故に茲に只々簡單に述べんと欲す。

或事を行ふべきか、あるいは為すべからざるかを知るは心識自身にそれ自身はその起原の如何にかゝわらず重要なるものなれども義務を云々するに心識を云ふ以上の知識とすべきはそれ

ねうんまったれはとく今は主張り今の心識（即ちねいちかめと云
ふ心識）[illegible]うちの産[illegible]れども[illegible]の理由根據[illegible]
ある事不合[illegible]平み就き[illegible]せ心識を[illegible]用まき事柄（自然物）のみ[illegible]
巨大の差響なりとなすべきのみならず例へば[illegible]ごの二の事[illegible]
み流義[illegible]たる考説のごとく良心の作用を全く外界の強直[illegible]
[illegible]なりと見ば世界の強直の実際はさき事柄を対して良
心の作用を[illegible][illegible][illegible]一の迷ためと[illegible]
[illegible]今近代外界の強直の関係なる事柄をせねばな
らぬ[illegible]ばなるべきみなり思ふに[illegible]的
[illegible]一方の考説を[illegible]ば世界のある事柄は物の

道理[illegible]せねばならぬ[illegible]、義[illegible]、悪[illegible]と思ふの
心あり（[illegible]の理由根據[illegible]）[illegible]は上の例見る巨大な
る差響をなす[illegible]（[illegible]）[illegible]
ち物の道理[illegible]何を[illegible]
の上に大なる影響を及ぼす[illegible]（[illegible]）。
今[illegible]（上述の）[illegible]所の[illegible]良心の起原の解説次第[illegible]
陽明学上の主要の問題に及ぼす。
[illegible]の[illegible]
[illegible]
此[illegible]則ち[illegible]の考説を取りは陽明の大本、義勇の標準
[illegible]
[illegible]

後世の人間の本来の目的
（次の如く云ふべし）
[illegible]
良心の作用
（お釈迦様の有様を図解）
良心の作用のみ
（此息起動の目的）
是まで見きわめ
[illegible]
良心の作用なるのみ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

附録

良心作用の目的物たる動機、意趣、行為

（對境）

此附録に於て論ずる所は、吾人の為すべき作動に良心作用の目的物たる事、換言すれば吾人の数多の作動の中、如何なる性質を帯びたるものに対して吾人に良心の作用を発起せしめんと云ふ問題なり。

今例へば（言ふくして）過て人を害（ひたり）し、あるいは害せんとする人に対して、条の事あり。又我所作を見てはそれを其人に苦痛を与へしの故を以て（多少）不快の感覚を催すべし。此場合に於て先方の人に対して我所作に対して感覚する事あり。

良心の作用と名くるものとは何ぞやと問へば先方の人のみを
挙げみ又我所作を顧みて我れ[illegible]と思ひ他人のみを責め
世間実を信ぜんとは欲せざる[illegible]我と我人を責め処置の心
識は起らざるなり[illegible]ばなるべし[illegible]ども豫防一得可からざるし禁止を
悲しむ時の心識とは[illegible]ものなり後者は良心
識とは決して混同すべきものにあらず後者は良心
の不安と名くるものにして今の例に於ける如き場合に正良
心の不安とは作用に起らざるなり既に義務を果さざる
一時の心識と追怨一時なる心中の不安を良心の作用と名く
るの迂なる云へば故意なく一時の心識なれば良

心の作用なりと云へざるを得ず此一たび良心の作用は義務を
果さざるとの心識のみにあらず[illegible]善悪の識別感別なる
存するものなり若し此識別感別の迂なる云へば右掲げたる如き
場合に於ては良心の作用あるとなすを得べきも此迂なる見る
と良心の作用なりと[illegible]世間を左右[illegible]
右の場合に於て先方の人の苦痛悲みの感情に事ある人の對
し同感を起すなる来るものにして此同感なる来る悲の感情は
自分の作動が他人の苦痛の原因となりし時のみ限らず他人
の作動又は[illegible]外物が世原因となりし時なる来るなり但
し彼と此とは世強弱の差別あるべし而して右の場合に於ては我

作動の對へ不快の感覺あるは是れ其作動の他人の苦痛の原因となりしかゆへ敵へ他人の苦痛のあるべき即ち其作動の結果たる他人の苦痛の對へ同感の作用をなし感ずる処の不快の感覺を其原因たる我作動の上へ及ぼしへ為て其作動の對へ不快の感覺を覺ゆるに過ぎず其不快の感覺は我悪しき意趣を惡むの心より出て其意趣の結果たる我行為の對へ不快の感覺を決して同一なるものあらず我作動を心計りなる外界の現したる他人の苦痛の原因と見做して それに對して不快の感覺を催すと其作動を我意趣(他人を害せんとする意趣)の結果と見へ不快の感覺を催すと

(その心識を)

(或)

(悪み恥しざげーむ)

大なる相異あり 今作動を見て其作動を起せり 時の心識を省るに其心識の必ず意趣あり作動の對をなすことを知る 我作動をなすに計りて他人の苦痛を考へ起したる時は其を案のまゝ思ひ又我作動をあらしめんと思ひ(の心)意趣より出て其人を害ひ一時(其作動を)心と決へ(擬むるの)趣ある作動の對へ発生するのあらず故に善悪の褒貶は意の結果の對へ発するのへ計りなる作動の上へ及ぼすけあり(即ち)善悪の識別感別の上へ云へる上へ掲げたる場合に於ては良心の作用なりと云へるを得ざるなり

猶ほ今陳べたる意を明かにするに三

段の例を設けて説明せん。

例(は今或人が故意なく(豫め防ぎ得べき程度なくして)他人を害ひしを見は先づ起る感情は被害者を見て第一の事を思ふの心的作用(感情)なり又此心的感情より又射来りて其者の苦痛の原因たる為害者の作動に対しても不快の感覚を覚めしめ此(の如き)場合に於ては不快の感覚は今云ふ所の心的作用の如くして出でざるべし。

試み右の場合を寧ろ為害者に於く被害者を害の悪意ありしとする心

(因る被害者とその関係のあるを見る者との間に種々の感情を起すべきなり例(は常々其被害者を心よからぬ者の思ひあざむ(欺)くの如きその者の事はれしを(假)又者きて云ふ如き等は今云ふ関係の事柄なれば)

像せよ然るは此場合に於て右云ふ不快の感覚を加へて為害者の意趣を悪み嫌ふの心あるべし是れ即ち善悪の識別感覚(を識別する感覚)なり良心の作用なるものなり。

又更に場合を変じて他人の為害者(悪意ある為害者)たるを目撃せる者あるとして自身の為害者(悪意ある為害者)たるを目撃せる者あるとして自身の為害者(悪意ある為害者)たるを目撃せる者あるとして自身

右論述せる所を以て見れば、良心作用の目的は（其作用を主宰する）識別感別の正しく見るもの（義務を関する心識の正しく見るもの）無意趣の作動にあらずして、有意趣の作動にまさるを明らかにす。

然れども右論述せる所のみにては未だ有意趣の作動と無意義詳なるのみならず、蓋しそを客観的の正しき外界と現実たる行為の正しく見、或はそを自覚的の正しき内心の動機と無意趣の正しく見るとの孰れの正しき良心の作用は疑れる事と同じく免れがたし。故に次に有意趣の作動に就きて更に分析説明し、その良心作用の目的たるべき正しきを明にせんと欲するなり。

右の点を明にするには先づ行為、意趣、動機なる語の意義を詳にせざる可からず。凡そ吾人の四肢五躰を動かして為す作動は外界に於ける事物の生起の法則に従ひて種々の結果の追従し来るものなり。而して其結果の中には意外なるものもあれど、此等は行為の結果といふべくも、行為[1]なるものの正当なる意義にあらず。

行為とは之を可なる思ひ設けたる結果[2]（言ひ換へれば思ひ設けたる身躰の運用）に向ひて進捗する目的（客観的の）を含むなり。

1) 若し此の如く行為なる語の意義を限定をなすとせば、思ひ設けたる行為と思ひ設けざる行為とを別ちて、其別を表はすべき更に二個の言葉を撰みまして若しと命ぜざる可からず。

2) 凡べて作動の思ひ設けざる結果は酔ひて狂人の動を下すとなし。假令下せども、若し見ゆる場合あるかそは只だ用捨あるのみ。例へば盲人の知らずして為すべき事をば

而して作動又は結果の
の思ひ設けたるものをみす
の心構をば意趣と名く
るなり且又思ひ設けた
る作動或は思ひ設
けたる結果の中には欲
し好みたるもののみなり
おもふ欲するものなきも
を得ず一人の困苦を見棄つる
棄つるとは思ひ設けたる事柄
とは大なる差違なり

例へば多人数を救はんがため止む
を得ず一人の困苦を見棄つる如き場合の如き
場合には決して欲し好み
たる事柄とは大なる差違
なり

而して作動又は結果の中行為者の
たる事柄あるべし欲し好みたる作動又は結果の行為者の心
起す心的動力若しくは傾向を指して云ふ作動の一部
なるべし凡そ行為の動機の中には明らかに有心識的且多少制禁
し得るもののみなるべし而して心識的或は故意と名
有心識的なる制御し得るものなるべし
傾向若しくは如何なる刺激動機の性質を喚起せしむる
誘引強き場合なるべし而して心識若しくは全く制
禁し得ざる動機は良心の問題に属すべし
有心識無心識の別あるべきを明らかにすべし而して
の関係を説くべき次に一例を掲げて説明せん

動機

例へば路傍(途行く)の一人の婦人あり、[illegible]可憐(あはれ)なる小児の苦痛(病苦)あるを見てそを扶けたりと思像せよ、此時彼婦人の行為を動かす起したる動機を尋ねば、決して一種の正義なり。

第一、其小児の苦痛を取り去らんとするの欲求ありて出れども此場合なる婦人の行為は、婦人の行為を喚起したる動機の中に於て最も著しく心[illegible]に現したるものなりん、出れども亦之と著る強く動機の働くあるべし、例へば[illegible]小児の苦痛を見て[illegible]苦痛の動機となりて其人の自身に感ずる苦痛の作用なり、自身に感ずる苦痛を脱せんとするの作動(即ち其場合に於ては其苦痛の原因たる小児の苦痛を取り去らんとするの作動)を起さしむる[illegible]

[illegible]の趣旨なるべしあり出れども[illegible]識的の境界にある[illegible]或は[illegible]右の動機即ち小児の苦痛それ自身を取去らんとするの欲求と小児の苦痛を見て感ずる我感受する苦痛を脱せんとするの動機との差別を見[illegible]

混して前者は畢竟(其両者の)[illegible]後者(其両者の)[illegible]動かすに至りたるものなれども、それに依りて存在するの性質を見て[illegible]視したるの[illegible]

ふ、我苦痛を脱せんとするの動機は小児の苦痛を取り去らんとするの動機とは全く其小児を救助する行為の動力を強むるとはあるべきも出れども両者決して同一のものにあらず、全く他に依りて存在するものなり、故に同感(其の一は)[illegible]

苦痛なりと一層甚しき苦痛を受けても其小児を救はんとするあるなり、若し小児の苦痛を取り去らんとするの動機は全く其小児の苦痛を自己の苦痛と感ずる感覚より我感受する苦痛を脱せんとするの動機なりへ存在するものなり故に今三の動機は決して[illegible]加之我苦痛を脱せんとするの場合に於ては[illegible]なれば[illegible]は[illegible]は[illegible]を[illegible]は[illegible]を[illegible]は[illegible]を

して多少存在して他人のために対して存在する関係、傾動、慣習等のあらゆる之の自己の同感的の苦痛の大小を問はず其子の苦痛を取り除かんとせるの行為を喚起せしめ、其子を扶くるの傾動、慣習等の動機あり、始めて始めて都合の作用のみのせるもの、即ち子に対する親愛等の情あり、始めて其子に対する同感的の作用に実力あり、(即ち宣行を喚起せしめ)とせるもの親愛と同感とは決して同一物にあらず例へば情人に其寵草せる人に対して有する愛情の如きハ

七十七頁を参照せよ

右二者の同一物にあらざるを示すに好適例なり、(若し)寵人(さいびと)の苦痛を見ては象の表の思ひ其喜ぶを見ては嫉妬し恨み合(ほど)なるは此程自相なる寵草はあれども寵の中にかくまでの所何処にあるや、君に為すは百年の命も惜しからじと云ふの所何処にあるや

又右の婦人の場合にあるとハ同感のみの行為の動機にあらざるとは母親の本能(インスティンクト)と名くるものを見て知らるべし此本能は母たる婦人をして我子に対する他人の子へ引き近づくる一種の動力(たる)なり、其苦痛は(假令)小なるとも、婦人を取りて其子の未だ乳を哺ふ窮児(みどりご)たるの故を以て其苦痛を除去せんとする(けは)の欲求大なるべし

然らば則ち右の婦人の

場合あるいは同感まるいは自身の苦痛を脱せんとする
の動機と云ふ種々の動機あるを明まず而して
世中には有心識の欲求となりて明に心に感ずるものあれば
[illegible]強と無心識にして有心識なるものと合して暗に行
為の動力を強めたるものもあるべし
右陳ずる如く行為の動力となるものは決して一にして足らざるが世中
良心の問に所となるは唯に有心識すると且多少制御を得べき
もののみなり無心識なる者しくは全く制御を得べからざる動機
は間接の問に所となるの場合を除きては決して良心の問に
如となるべからざるなり此の良心の問に所となる有心識すると且多少

制御を得べき動機は是れ普通の言語に人の心根と称する
ものなり心根のところ[illegible]ならば之は即ち此動機のところを示すなり
[illegible]良心の問に所となるを示すなり
又そをこらしとこれは即ちそれが
良心の問に如となるは右云ふ有心識の欲求のみ
及其結果の中欲[illegible]末のみ[illegible]止[illegible]動
[illegible]ざるものあるも若しそれ知の上すれば
其の心構あれば其心構は良心の問に如となるべし而して
欲[illegible]しかるも又欲[illegible]なるまでも其心構を設けて[illegible]ざるの心構を
[illegible]意趣と名[illegible]此意趣の外界に現ずるに行
[illegible]故に意趣と動機とは其範囲決して同一のものと
あらず意趣は必ず有心識なるべし動機は必ずしも然からざるべし

を欲求せるの動機ある時は必ずしも事を実際行人せるの決心[illegible]

あるが、意趣は決意[illegible]動機は決意[illegible]

[illegible]

又、或事を為さんとせるの心構へは欲求のみにて、欲一好む事柄あるも其せざる事柄あるも其せざる例へば若し小児の玩弄を捨てんとおもふ

上掲げたる例に於て若し小児の玩弄を捨てんとおもふ

他人と約束せし時刻を後るゝことを決して欲一好むことはあれども[illegible]

[illegible]

[illegible]と言ふことが右の場合に於ては決して行為の動機とはならず。良心を動かして行為を来たす心的因縁とな

なる[illegible]されども約束を意趣の心構ひとせる意趣は外部の[illegible]

而して意趣の[illegible]全然を徳拠して[illegible]を取り[illegible]良心は其の[illegible]の判別を下す

且又[illegible]止意趣は外部の妨ゲなくして行為を現ハさ

る場合に良心の問の如くなるべし。

右陳べた所の就き[illegible]明瞭一貫して問題あり。即ち

良心の是非する所となる[illegible]有心試験[illegible]多少制御[illegible]行ぐ

き動機と心根と意趣とを止[illegible]る平時と其意趣の

外界の現ハたるもの即ち行為[illegible]及ぶ半と云ふを足れり。

通常の言語[illegible]は良心は直ち行為の足跡を判別するもの

見做せるのみ。

[illegible]某の行ひは是なり此なり。某の為たるを

[illegible]

善なるも悪なるもおのづからの中は是れ即ち通常の言葉にては良心の判別は直接に行為に関係なしと見做せらの例[illegible]吟味或は者は良心の是非を正当の目的は意趣又心根なきして行為にあらずと思へる成程意趣の作動は良心は是非の判定を下さず又意趣(あれば)作動なくとも良心の問ふ所となる[illegible]併しなほ[illegible]それ故に意趣ある作動(即ち行為)は良心の問ふ所の範囲の外にあることは推論[illegible]得べきなり。[illegible]良心の是非の判定[illegible]却て良心の[illegible]の是非の判別[illegible]行為の上[illegible]は毫々異一もなきことあるべし蓋し若し意趣あるのみにて行為なき時は良心の問ふ所とならば、実在と現一たるの意趣即ち行為の良心の問ふ所なる[illegible]者は其のまゝ意趣と行為とは全く別物にあらず齊しく同一物の両面と見るべきなり即ち外界に現出したるの辺に於ては行為と云ひ内界に存するの辺に於ては意趣と云ふなり未だ行為の為す現せざる時は[illegible]外物の障碍なくば行為に現るゝものと見て良心は其意趣を是非し又行為に現したる時はその行為を意趣の外界に実在したるものと見て是非をなすなり。

上来論述したる所によりて見れば良心の是非の判定を下す目的は心根と意趣と行為とにあるを知る也。

有無意趣の作動即ち行為は良心の問題の必ずしも左隠べし決して明らかに其れ為る自他の差別を為すべし良心の是非を為す所

[redacted]原始の目的動は他人の行為なる事情と自身の行為なる事情との問題を起すべし良心の作用は他人の行為なる是非なるが如く始めて後之を自身の行為に移す[redacted]

と考ふる時は[redacted]

かるべし上の論を以て考へ見るに意趣なるものは作動は良心の制の所なるべし意趣ある作動のみその是非を所為とするか抑その意趣の有無をその意趣の善悪は如何して知り得るや

他人の作動の意趣あるかなきかは直接に知ること能はざるもの只だ其人の言語又外形の挙動のみ外形の挙動のみ之を推知するの外なし

然れども自分の曾て此れ〻の言語を吐き此れ〻の挙動を為したる時は意趣ありと[redacted]の経験より推し[redacted]他人の意趣の有無を察知するの外なし

他人の意趣の有無のみならず其他たる知るの外なし[redacted]

自覚せし[redacted]上述する所の意趣の有無と其の性質とは決して全く別々なるものなり意趣なるものは[redacted]

之を知るべし彼の作動の意趣なるや[redacted]

と云ふべし[redacted]

意趣の善悪は其の理由如何に就いて判断すべし

言い得る乎、予は実験より微なりとも、意趣のなりたるより微まる迄
一切世の如き理由を見ざるなり。是非善悪の心識に就いて言はば、他人の行為に就いて判
る行為は自身の行為に及ぶと云ふの理由を
作用する是非善悪の心識に就いて言はば、彼の道の非なりて善悪明
なる義務の心識に就いて言はば、彼の道の非なりて善悪明
なる自分に成り得るを為すべきと思ふ。
く同一の理由と云ふべき。若し良心の
作用は自身の行為に就いて発し、他人の行為に就いて発し、
自身の経験を移し及ぼすの外なし。

他人の為すを見て自身の為すべきと思ふは、その
の為の意味たること知らざるべからず。「ねばならぬ」と云ふは「良心を恥
づる」と云ふ。皆素と自分の為すを以て就いて発
起する心識なり。自分の行為に就いて発し、他人の為すを見て良
心の咎めるるこの心識を発起せしめ、良心の咎めるるこの心識を発起
すと云ふは是れ天地を顛倒するなり。
良心の作用は先づ自一個人自
身の意趣又心根又行為に就いて発し、他人の意趣等に関して
自身の経験を移し及ぼすの外なし。

良心起原論終